

意見書案第2号

少人数学級の早期推進に関する意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和3年3月22日提出

提出者	綾瀬市議会議員	松	本	春	男
賛成者	同	安	藤	多	恵子
同	同	二	見		昇

少人数学級の早期推進に関する意見書

国は、少人数による指導体制の計画的な整備のため、義務標準法の改正を行い、小学校の学級編制の標準を、5年かけて35人以下に計画的に引き下げるために、必要な教職員定数を措置することとした。

今、学校現場は、コロナ感染症対策や校内暴力、いじめ、子どもの自殺多発への対応が求められている。また、教育上の大きな変化となるGIGAスクール構想の具体化による様々な問題も抱えている。これまで以上に子どもたち一人一人に応じたきめ細かな指導が必要なことから、約40年ぶりに一律的に35人以下に引き下げる少人数学級への歩みは当然である。

しかし、その実現にあたっては、全国知事会や全国市長会、全国町村会の緊急提言にも見られるように、学校施設の増改築が必要となることや、教職員の多忙化の中で教員不足の問題など様々な問題がある。

また、小学校のみの35人以下学級では不十分であり、今後、中学校における少人数学級の推進に向けての計画も求められている。

よって、国においては、少人数学級の早期実現に向けて、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 多くの教員が定年退職をする時期でもあり、教員の負担軽減を行い、35人以下学級を可能とする教員の確保等について、早急に実効性ある方策を講じること。
- 2 35人以下学級の実現によって生じる公立小学校の教室不足等に対応するため、学校施設の増改築に係る財政措置を拡充すること。
- 3 小学校の35人以下学級にとどまらず、中学校においても35人以下学級を推進するための計画を早期に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

綾瀬市議会議長 松澤 堅二

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣
文部科学大臣 あて

(提案理由)

少人数学級を早期に実現することを求め、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。